



## 「いじめ」の理解を深めましょう①

現在、いじめは大きな社会問題となっています。日光中学校においてもいじめの撲滅を目指し、日々取り組んでいるところです。この生徒指導通信を通して、保護者の皆様と共に考えていきたいと思えます。

### 1 「いじめ」にあたる「行為」について

「いじめ」について考える際に「どんな行為がいじめにあたるのか」を理解しておくことは重要です。そこで、いじめの定義を確認いたします。

#### いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、（中略）当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には

- ① 行為をした者（A）、行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

といった4つの要素しか含まれません。かつてのいじめの定義には「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていません。そのような法的な定義も知っておくことは大切です。

### 2 具体的な事例

（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でバカにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのを止め、それ以来、BはAから嫌なことをされたり、言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今までは、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

上記の事例について、皆さんはどのように感じますか？次週のACTIONで解説いたしますので、御家庭におかれましてもお子さんと話し合ってみてください。

.....キ.....リ.....ト.....リ.....

【返信欄】